地域コミュニティの活性化

条例原案において内容 を補足

個々の役割で

持った組織の 役割であるた

めそのままの

表現を使用

はなく、目的を

第 10 回市民検討会 資料① 2014/10/14

条例原案

条例に盛り込む内容案(事務局作成)

〇地域コミュニティ組織である校区まちづくり協議会等

(以下「校区まちづくり協議会等」という。)は、地域課題 の解決に向けて取り組むとともに、地域活動を通して地

○校区まちづくり協議会等は、自らの活動について情

報発信するとともに、地域住民と情報交換を行い、活動

市民検討会で出された意見

①地域コミュニティ組織の役割について

·若い世代に権利·権限を与える。**√**10歳代で構成する 校区まちづくり協議会があっても良いのではない

- ・校区まちづくり協議会の設置目的が見えないので、 条文に盛り込む内容が分かり難い
- 「組織」という表現には固いイメージがあるので、「地 域コミュニティに所属する市民」といった表現に変 える。
- 情報発信は(住民に)伝わっているのか?

【地域コミュニティ組織への参加】

内容が住民に理解されるよう努める

【地域コミュニティ組織の役割】

域の活性化に取り組む

〇市民は、校区まちづくり協議会等の活動への理解を 深め、その活動に参加、協力するよう努める

【地域コミュニティ組織の活動への支援】

〇市は、市民の地域活動の普及を推進するため、校区 まちづくり協議会等の活動を市民に対し周知啓発を推 進する

〇市は、校区まちづくり協議会等の活動拠点となる施 設の確保及び整備に努める

〇市は、校区まちづくり協議会等の活動を促進するた めの適切な支援策を講じるよう努める

【事業者の役割】

○事業者は、地域社会の一員として地域活動への参 加、協力及び支援に努める

【人材育成】

〇市民及び市は、地域活動を担う人材の発掘と育成に 努める

②地域コミュニティ組織への参加について

·「···活動に参加するよう努**め**る」⇒「··・参 加を得られるよう努める」に変**え**る。

③地域コミュニティ活動の支援について

- ・学生に対して支援を行なう。
- 人材と財源の支援はどうするのか?

④事業者の役割について

・「・・・参加、協力及び支援」⇒「協力」を削除す

る。

参加及び支援に協力の意味を すべて包含しないためそのま まの表現を使用

⑤人材育成について

- ・10歳台の人材の発掘と育成を行なう。
- ・「市民」を「地域コミュニティ」に変える。

地域コミュニティ組織である 校区まちづくり協議会等の表 現を使用

⑥その他

・全体的に使われている表現が固いため理解しにく L10

【地域コミュニティ組織の役割】

〇地域コミュニティ組織である校区まちづくり協議会等(以下 「校区まちづくり協議会等」という。)は、地域課題の解決に向 けて取り組むとともに、地域活動を通して地域の活性化に取 り組む

条例に盛り込む内容

○校区まれづくり協議会等は、自らの活動について情報発信 するとともに、地域住民と情報交換を行い、活動内容が住民 に理解されるよう努める

【地域コミュニティ組織への参加】

〇市民は、校区まちづくり協議会等の活動への理解を深め、 その活動に参加、協力するよう努める

【地域コミュニティ組織の活動への支援】

○市は、市民の地域活動の普及を推進するため、校区まち づくり協議会等の活動を市民に対し周知啓発を推進する

|〇市は、校区まちづくり協議会等の活動拠点となる施設の確 保及び整備に努める

○市は、校区まちづくり協議会等の活動を促進するための適 切な支援策を講じるよう努める

【事業者の役割】

○事業者は、地域社会の一員として地域コミュニティ組織へ の参加、協力、及び支援に努める

【人材育成】

○校区まちづくり協議会等及び市は、地域コミュニティを担う 人材の発掘と育成に努める

○校区まちづくり協議会及び市は、地域コミュニティの活性化 を図るため、それぞれの地域において地域活動を担う次世代 の育成に努める

事務局追加